

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 1 7 日

県内建築関係団体の長 様

愛知県都市・交通局空港長

県営名古屋空港に関する制限表面の周知について（依頼）

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本県の航空行政の推進にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、空港周辺においては航空法第 40 条により制限表面（進入表面、転移表面及び水平表面）が告示されており、県営名古屋空港においても国土交通省管理時の名古屋空港と同じ制限表面が引き続き設定されております。

県営名古屋空港の概ね 4～5 km の範囲内においては、航空法第 49 条により制限表面を超える高さの建物等（建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件や、工事中のクレーン、足場等の仮設物、植物の植栽なども含まれます。）を設置することは原則として禁止されております。

皆様におかれましては、かねてから傘下の関係の方々へ制限表面に関する周知にご協力頂いているところですが、引き続き別添ちらしによりご周知頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

担当 航空空港課名古屋空港事務所
空港運営グループ（竹内）
電話 0568-29-1604
FAX 0568-29-1801